



静岡労働局

Press Release



Shizuoka Prefecture

静岡労働局・静岡県発表
令和5年3月9日

頭撮り可



ハロートレーニング
— 急がば学べ —

担
当

静岡労働局 職業安定部 訓練室
室長 小谷野 守弘
室長補佐 柴山 純司
電話 054-271-9956

静岡県 経済産業部 就業支援局
職業能力開発課
課長 片岡 達也
電話 054-221-2821

報道関係者 各位

令和5年度の職業訓練実施計画を協議します ～「第2回 静岡地域職業能力開発促進協議会」を開催します～ (開催案内)

- 1 主催：静岡県及び静岡労働局（共催）
- 2 日時：令和5年3月16日（木）13：30～15：30
- 3 場所：静岡地方合同庁舎 4階共用大会議室（静岡市葵区追手町9番50号）
- 4 議題（予定）
 - （1）第2回中央職業能力開発促進協議会について
 - （2）令和4年度公的職業訓練の実施状況等について
 - （3）令和5年度静岡県地域職業訓練実施計画（案）について
 - （4）公的職業訓練効果検証ヒアリング実施方法（案）について
 - （5）リカレント教育の取り組み状況について
 - （6）意見交換

※公的職業訓練：公共職業訓練と求職者支援訓練の総称

- 5 出席者：職業訓練・教育訓練実施機関、労働者団体、事業主団体、職業紹介事業者、リカレント教育を実施する大学ほか

6 地域職業能力開発促進協議会について

令和4年10月1日に施行した改正職業能力開発促進法において、新たに法定化された職業訓練に関する協議会であり、地域の関係者に参画いただき、

- (1) デジタル化など、地域のニーズを反映した訓練コースの設定を促進するとともに、
- (2) 訓練効果の把握・検証をしっかりと行い、訓練内容の改善を図る

ことなどを行うこととしています。

静岡県地域職業能力開発促進協議会設置要綱

1 名称

協議会の名称は、静岡県地域職業能力開発促進協議会（以下「協議会」という。）とする。

2 目的

静岡労働局及び静岡県（以下「関係機関」という。）は、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の規定に基づき、静岡県の区域において、地域の関係機関が参画し、同法第16条第1項の規定に基づき設置する公共職業能力開発施設において実施する職業訓練（同法第15条の7第3項の規定に基づき実施する職業訓練を含む。）及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）第4条第2項に規定する認定職業訓練（両訓練を合わせて、以下「公的職業訓練」という。）を実施するに当たり、地域における人材ニーズを適切に反映した訓練コースの設定を促進するとともに、訓練効果の把握・検証を通じた訓練内容の改善等の協議を行う協議会を設置する。

3 構成員

協議会は、以下に掲げる者を構成員とする。

- ① 静岡労働局
- ② 静岡県
- ③ 職業訓練若しくは職業に関する教育訓練を実施する者又はその団体
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構静岡支部静岡職業能力開発促進センター、静岡県職業能力開発協会、公益社団法人静岡県職業教育振興会、一般社団法人日本医療教育財団静岡支部、リカレント教育を実施する大学等
- ④ 労働者団体
日本労働組合総連合会静岡県連合会
- ⑤ 事業主団体
一般社団法人静岡県経営者協会、静岡県中小企業団体中央会、一般社団法人静岡県商工会議所連合会、静岡県商工会連合会
- ⑥ 職業紹介事業者若しくは特定募集情報等提供事業者又はその団体
管内に事業所のある者

- ⑦ 学識経験者
- ⑧ その他関係機関が必要と認める者
- 4 ワーキンググループ
協議会は、協議事項の検討に必要なワーキンググループを設置することができる。
- 5 会長
 - ① 協議会に会長を置き、委員の互選により選任する。
 - ② 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
 - ③ 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
- 6 協議会の開催
協議会は、原則として年2回開催し、中央職業能力開発促進協議会に合わせて開催する。
- 7 協議事項
次に掲げる事項について協議する。
 - ① 公的職業訓練について、地域の人材ニーズ及び実施状況を踏まえた訓練コースの設定に関すること。
 - ② 公的職業訓練について、訓練効果の把握・検証等に関すること。
 - ③ キャリアコンサルティングの機会の確保その他の職業能力の開発及び向上の促進のための取組に関すること。
 - ④ 公的職業訓練の実施にあたり年度計画の策定に関すること。
 - ⑤ その他必要な事項に関すること。
- 8 事務局
協議会の事務局は、静岡労働局職業安定部訓練室に置く。
- 9 その他
 - ① 協議会資料及び議事録等については、協議会において申し合わせた場合を除き、公開とする。
 - ② 協議会の事務に従事する者又は従事した者は、職業能力開発促進法第15条第3項の規定により、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
 - ③ この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は別に定める。
- 10 附則
この要綱は、令和4年10月24日から施行する。

地域職業能力開発促進協議会実施要領

1 開催

地域職業能力開発促進協議会（以下「協議会」という。）は、年2回以上の開催とし、次年度の公的職業訓練の訓練設定時期等を考慮して開催する。

2 構成員

「地域職業能力開発促進協議会設置要綱策定要領」（以下「設置要綱策定要領」という。）1（3）に掲げる協議会の構成員（以下「構成員」という。）について、具体的には以下の者を想定していること。

(1) 公共職業能力開発施設を設置する市町村

横浜市

(2) 職業訓練若しくは職業に関する教育訓練を実施する者又はその団体（以下「訓練・教育機関」という。）

次の①から④については必ず構成員とするが、このうち②から④については団体又は団体が推薦する者とする。

また、⑤については、社会人を対象とするコースを設置している大学等であって協議会への参画を希望する者を構成員とすること。

① 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構都道府県支部（以下「雇用支援機構」という。）

② 都道府県専修学校各種学校協会

③ 都道府県職業能力開発協会

④ 一般社団法人全国産業人能力開発団体連合会

⑤ リカレント教育を実施する大学等

(3) 労働者団体

日本労働組合総連合会都道府県連合会

(4) 事業主団体

① 都道府県経営者協会

② 都道府県中小企業団体中央会

③ 都道府県商工会議所

④ 都道府県商工会連合会

⑤ 必要に応じて、①から④の他に職業訓練コースの設定に係る業界団体等の参画を求めることができる。

(5) 職業紹介事業者若しくは特定募集情報等提供事業者又はその団体（以下「職業紹介事業者等」という。）

管内に事業所のある者

(6) 学識経験者

職業能力の開発及び向上の促進に関する分野に精通している者
(7) その他関係機関が必要と認める者

協議会の開催毎に定めることとするが、特に以下の者については積極的に構成員としての参画を求めること。

① 職業訓練を受講する求職者のニーズ等を把握するための関係者

効果的な職業訓練の実施にあたって、利用する求職者のニーズ等を踏まえることも有用であることから、協議会が取り上げるテーマに沿って、その都度、当事者又は支援団体等の参画を求めること。

(例)

- ・ 求職者のうち女性、高齢者、障害者等が受講する職業訓練について協議する場合には、その当事者やNPO等の支援団体
- ・ 求職者のうち生活困窮者が受講する職業訓練について協議する場合には、地方自治体の生活困窮者自立支援制度主管部局

② 職業訓練を積極的に設定する成長分野等の専門家

地域における今後の産業展開も踏まえた訓練コースを設定するにあたり、デジタル化、DX（デジタルトランスフォーメーション）など成長分野の職業訓練について協議する場合は、当該分野の専門家や地域において先進的取組を実施している企業等の参画を求めること。

3 具体的な進め方等

設置要綱策定要領1(7)の協議事項について、具体的な内容及び進め方は以下のとおりとする。

(1) 地域の人材ニーズの把握

協議会の構成員からの説明や構成員間の意見交換等を通じて地域の人材ニーズを把握する。

各構成員に期待する内容は以下のとおりである。

- ・ 都道府県労働局からは、管内の雇用失業情勢等の説明
- ・ 都道府県からは、産業政策、企業誘致の情報等の説明
- ・ 労働者団体からは、スキルアップ等に関する求職者・労働者の声の紹介
- ・ 事業主団体からは、人材ニーズ、スキルニーズ等に関する企業の声の紹介
- ・ 職業紹介事業者等からは、ハローワークを利用しない求職者や求人者の動向等について説明

(2) 公的職業訓練の実施状況の検証

地域職業訓練実施計画に基づき、適切に公的職業訓練が行われているか検証する。

離職者向け公的職業訓練については別途通知する様式を用いて取りまとめの上、都道府県、市町村及び雇用支援機構から所管部分について、前年度の地域職業訓練実施計画と比較しながら説明を行う。

また、当該年度の離職者向け公的職業訓練の進捗状況についても取りまとめの上、都道府県、市町村及び雇用支援機構から、当該年度の地域職業訓練実施計画と比較しながら説明を行う。

公的職業訓練のうち在職者訓練、学卒者訓練及び障害者訓練については、地域職業訓練実施計画との比較が可能な任意の様式で取りまとめ、資料配付することとし、説明は省略して差し支えない。

(3) 訓練効果の把握・検証

地域の人材育成を効果的に実施するため、訓練コースの内容がニーズに即したものとなっているか、訓練効果等が上がっているか等の検証や、当該検証結果を踏まえた見直しを行うこととするが、具体的な検証等は、設置要綱策定要領1(4)のワーキンググループを設置して行わせることができる。その場合、ワーキンググループの名称は「公的職業訓練効果検証ワーキンググループ」とし、具体的な進め方等は、別添3「公的職業訓練効果検証ワーキンググループ実施要領」とおりとする。

(4) キャリアコンサルティングの機会の確保その他の職業能力の開発及び向上の促進の取組の共有

① 構成員のうちキャリアコンサルティングを実施する機関から取組状況を説明し、構成員による意見交換を行う。

- ・ 都道府県労働局から、ハローワークにおけるキャリアコンサルティング事例等の説明
- ・ 都道府県、市町村、訓練・教育機関等から、職業訓練等に関わるキャリアコンサルティングの実施状況、事例等の説明

② 都道府県内でリカレント教育を実施している大学等からその取組内容を説明し、関係者で意見交換を行う。

(5) 次年度の地域職業訓練実施計画の策定

地域の人材ニーズに即した効果的な人材育成を行っていくために、公的職業訓練全体としての総合的な計画として、地域職業訓練実施計画を策定する。地域職業訓練実施計画の策定については別途通知する。

(6) 協議会が独自に定めるテーマ

各協議会において、職業訓練関係で課題となっているテーマを必要に応じて取り上げ、意見交換を行う。

4 協議内容の公表及び国への報告

協議会資料は、原則公表する。協議会の議事録又は議事概要とともに、各都道府県労働局のHPに掲載すること。

また、協議会資料、議事録等については、協議会開催後速やかに厚生労働省に報告すること。

5 構成員の守秘義務

協議会及びワーキンググループにおいて、構成員が、個別の訓練コースに係る効果分析等の調査や情報共有・意見交換の機会に訓練修了者等の個人情報や企業秘密等の情報を取得することが想定される。

こうした非公知の事実であって、実質的にもそれを秘密として保護するに値するものについては、構成員に守秘義務が課される。

(具体例)

- ・ 採用企業における経営上の秘密に属しうる事項も含む経営戦略等の内容
- ・ 訓練修了者や訓練修了者を採用した企業等からのヒアリング内容のうち個人情報等にあたる内容

6 その他

他の会議等について、協議会と構成員が概ね同じ場合、関連する議題を取り扱う場合等であって、協議会と同一期日に開催することが効率的と考えられるときは、弾力的に運用することができる。

令和4年度 静岡県地域職業能力開発促進協議会 委員名簿

機関名	役職	氏名
常葉大学	経営学部 特任教授	はた たかし 畑 隆
一般社団法人 静岡県経営者協会	事務局長	まつなが のりゆき 松永 憲之
静岡県中小企業団体中央会	人材支援課付参事	うめはら とみゆき 梅原 富之
一般社団法人 静岡県商工会議所連合会	専務理事・事務局長	なかむら やすまさ 中村 泰昌
静岡県商工会連合会	専務理事	くぼた けんいち 窪田 賢一
日本労働組合総連合会静岡県連合会	事務局長	かくやま まさのり 角山 雅典
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 静岡支部静岡職業能力開発促進センター	所長	すみた なおや 炭田 直哉
静岡県職業能力開発協会	専務理事兼事務局長	もちづき はじめ 望月 肇
公益社団法人静岡県職業教育振興会	事務局長	やまもと あきひろ 山本 晃弘
一般財団法人 日本医療教育財団 静岡支部	支部長	かわむら かおる 河村 薫
株式会社東海道シグマ	取締役	あおの ともはる 青野 智治
静岡産業大学	経営学部 教授	みやた ひろかず 宮田 弘一
聖隷クリストファー大学	教授・就職部長	ふくだ としこ 福田 俊子
静岡県経済産業部	参事	まえしま やすとし 前嶋 康寿
静岡労働局	労働局長	いしまる てつはる 石丸 哲治

(参考)

静岡県で初の e ラーニングコースを実施します！

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構静岡支部は、お住まいの地域に訓練を受講できるコースがない方や育児や就業等の事情により決まった日時に訓練を受講することが難しい方の職業訓練の受講が可能となるよう、受講者の方の希望に応じた日時に自宅から受講が可能な「e ラーニングコース」を3コース実施します。(受講料無料)

全国では令和5年1月現在で東京、大阪など13都道府県で認定されておりますが、静岡県内では初めての認定・実施となります。

【訓練の概要】

○訓練科名 Webデザイナー養成科 (e ラーニング)

○受講対象者 ハローワークに求職申込をしている方
(訓練対象者の条件)

①育児・介護中の方、②住居地域に訓練実施機関がない方、③在職中の方等、
訓練の受講に当たり特に配慮を必要とする方のいずれかであり、
パソコンによるインターネット通信環境 (Web カメラ、マイク必須) を備え、
キーボード操作、ファイル操作ができる方

○訓練期間

①令和5年4月24日 (月) ~令和5年6月23日 (金) (2か月) 募集締切日: 3月30日 (木)

②令和5年5月26日 (金) ~令和5年7月25日 (火) (2か月) 募集締切日: 4月28日 (金)

③令和5年6月23日 (金) ~令和5年8月22日 (火) (2か月) 募集締切日: 5月31日 (水)

○受講料 無料

○申込先 住所を管轄するハローワーク

【特徴】

○お住まいの場所を問わず自宅からの受講が可能です。

○ご都合の良い時間にログインしての受講が可能です。

【問い合わせ先】

(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構静岡支部
求職者支援課長 隆 直人
電話 054-285-7152

4月24日開講

求職者支援訓練 <受講生募集案内>

広報/事務で活躍できる！Webデザイナー養成科（eラーニング）

訓練実施機関	株式会社ワークキャリア	訓練実施施設	ジョブトレ静岡校
訓練番号	5-05-22-002-11-0019	コース	実践コース
募集期間	令和5年2月28日～令和5年3月30日	事前説明	随時実施。電話番号：050-8886-0493 もしくは公式LINE(裏面)へお問い合わせください。
選考日	令和5年4月5日 9時00分～18時00分	選考方法 及び 先行予約先	方法：オンライン面接
選考結果通知日	令和5年4月13日 郵送またはメール		予約先：電話番号：050-8886-0493 もしくは公式LINE(裏面)からご予約ください。
訓練実施方法	eラーニング及びオンライン (通所による訓練なし)		面接の際には、裏面に記載している パソコンのスペックを 答えられるようにしておいてください。

	科目	科目の内容	訓練時間
学科	安全衛生	心身の健康管理、整理整頓の原則、安全衛生の事例	4時間
	Webツール 基礎	事務業務/広報の基本、事務におけるWebデザインスキルの活用、インターネット検索 Google Chromeの基本的な機能、Googleドキュメントの基本的な機能 Googleスプレッドシートの基本的な機能、Googleスライドの基本的な機能、オフィスソフトの使い方	4時間
	工程管理・ 目標管理	タスク管理の基礎、工数計算の基礎、PDCAサイクルの基礎、業務効率化ツールの基本	4時間
	ディレクション	サイト制作における役割分担、ディレクターの仕事、サイト制作における工数計算、見積りの作り方	4時間
	就職支援	自分に合ったキャリアの考え方、Webデザインスキルの活用、面接対策指導、履歴書・職務経歴書の書き方	5時間
訓練内容 実技	ノーコードによる サイト制作実習	ノーコードでのサイト制作、WordPressの基本操作と活用、テーマ選定の基本 ブログ/ホームページの開設実践、プラグインの導入による機能の拡張 ペライチ/Wix/STUDIOによるサイト制作	23時間
	Web素材 制作実習	Adobe Illustrator/Adobe Photoshop/Canvaの基本操作と活用 画像編集の基礎と実践、バナー作成実践、デザインの基礎	18時間
	サイトデザイン 基礎実習	Figmaの基本操作と活用、LPデザインの基礎 ページの基本構造の基礎、LP模写実践	15時間
	サイトデザイン 応用実習	サイトデザインの基礎、ディレクトリマップの作成、サイトデザインの事例 サイトの種類に合わせたデザイン実践（コーポレートサイト/ECサイト/採用サイト）	14時間
	コーディング 基礎実習	HTML/CSSの基本的な考え方、コーディング基礎演習、HTML/CSSを活用したサイト制作実践 （ヘッダー、メインコンテンツ、サイドバー、フッター、TOPページ、バグチェック） FTPツールの導入、コードの保守と運用の考え方	25時間
	コーディング 応用実習	Sass/jQueryおよびレスポンシブデザインの基本的な考え方 コーディング基礎演習、Sass/jQueryを活用したサイト制作実践	21時間
	Webサイト 運用実習	サイトの更新作業、サイトのSEO対策、Googleアナリティクス、サイトの文章の書き方の基本	15時間
	定期考査	中間考査、修了考査	2時間
その他	職業人講話 「Webデザイナーの仕事」「サイト制作者の仕事」「コーダーの仕事」 (株)ワークキャリア各2時間	6時間	

PRポイント

本コースの特徴

Webデザイナー	
グラフィックデザイン	Webサイトデザイン
ノーコードサイト制作	プログラミングHTML/CSS
ディレクション(進行管理)	Webサイト運用

本コースでは、Webデザイナーの仕事「グラフィックデザイン」「Webサイトデザイン」「ノーコードサイト制作」「プログラミング(HTML/CSSを用いたサイト制作)」「ディレクション」「Webサイト運用」の6ジャンルに分け、それぞれについて座学と実践を交えて学習を進めます。

本コースには現役で活躍するプロが作成した動画教材/経験豊富な講師との毎週の対面指導(オンライン)/コミュニケーションツールを用いた日々の疑問解消の機会/の用意がございます。

業界知識がなく未経験の方でも安心して受講頂ける環境がありますので、コース修了後すぐにご活躍頂くためのスキルと素地を、楽しみながら身につけて頂けます。



ワークキャリアならではの講師陣と職業人講話

ワークキャリアには現役のプロとして業界で活躍中のデザイナー、コーダー、マーケター、ディレクター等、多種多様な講師陣が在籍しています。本コースでは今回、身につけたスキルをどのように活かし職業に結び付けていくか等を知る良い機会である職業人講話の時間を多く設けました。すでに第一線で活躍する先輩たちの講話に触れながら、みなさんもご自身の理想とするキャリアを思い描いてみましょう。

就職支援について

専門家による集団授業(オンライン)やキャリアコンサルタントによる個人面談(オンライン)の他、希望者には履歴書の添削や面接指導なども個別に行っております。また、ジョブ・カード(職業能力証明シート)の作成支援も実施しております。



ワークキャリア
公式LINE

訓練対象者の条件	①育児・介護中の者、②住居地域に訓練実施機関がない方、③在職中の方等、訓練の受講に当たり特に配慮を必要とする方」のいずれかであり、パソコンによるインターネット通信環境(Webカメラ、マイク必須)を備え、キーボード操作・ファイル操作ができる方		
訓練目標	Webコンテンツ提供事業所においてWebのデザイン・サイト制作の基本作業を行うことができる。Webデザインのスキルを広報/事務職に活かすことができる。		
訓練修了後に取得できる資格	ウェブデザイン技能検定 3級 【受験料 学科：6,000円 / 実技：8,000円】 (特定非営利活動法人インターネットスキル認定普及協会) ※任意受験です(受験料別途自己負担)		
訓練期間	令和5年4月24日～令和5年6月23日(2カ月)	定員	30名
受講期間	160時間(総訓練時間)		※受講申込者が定員の半数に満たない場合は訓練を中止することがあります。

自己負担額	受講料 無料 / テキスト代 なし / パソコン・モバイルルーター等の貸与 なし / 通信費 実費		
訓練実施施設名	ジョブトレ静岡校	担当者名	今村 瞳
訓練実施施設の住所	〒437-1421 静岡県掛川市大坂7824	電話番号	050-8886-0493
		申込書の提出方法	ハローワークで申し込み後、ジョブトレ静岡校宛に申込書をご郵送ください。

オンラインによる面接、個人指導、キャリアコンサルティングに係る留意事項

【必須】必要機材	パソコン (Webカメラ、マイク)	使用ソフト	Zoom
必要スペック	CPUがデュアルコア2Ghz以上(Core i3やRyzen 3等) メモリが8GB以上あること Windows 10以上、MacOS 10.15以上		
インターネット接続環境	オンラインによるビデオ通話を支障なく行える速度が必要です(目安としては、上りと下りの双方で実測値が1.5Mbps以上)。通信障害が多く発生する際、受講者が新しい機器を整備できなければ受講継続ができなくなる場合があります。		

eラーニングコースに係る留意事項

訓練カリキュラムについて、1週間程度の期間を要する分量で内容に関連性が認められるものを「ユニット」として設定し、各「ユニット」の受講修了ごとに確認テストを実施します。1週間に1度、オンラインによる対面指導を行います。

職業訓練受講給付金について

【雇用保険受給資格者以外の方】

ハローワークの支援指示を受けて受講する方で、一定の要件を満たす場合は、職業訓練給付金が支給されます。

・職業訓練受講手当...月額10万円

【雇用保険受給資格者の方】

訓練受講開始日において、雇用保険の受給資格のある方又は受給中の方で、ハローワークの受講指示を受けて受講される方は、訓練期間中、雇用保険の失業給付(基本手当、受講手当及び通所手当)が支給されます。

※詳しくは住所管轄のハローワークまでお問い合わせ下さい。

静岡県地域職業能力開発促進協議会設置要綱

1 名称

協議会の名称は、静岡県地域職業能力開発促進協議会（以下「協議会」という。）とする。

2 目的

静岡労働局及び静岡県（以下「関係機関」という。）は、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の規定に基づき、静岡県の区域において、地域の関係機関が参画し、同法第16条第1項の規定に基づき設置する公共職業能力開発施設において実施する職業訓練（同法第15条の7第3項の規定に基づき実施する職業訓練を含む。）及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）第4条第2項に規定する認定職業訓練（両訓練を合わせて、以下「公的職業訓練」という。）を実施するに当たり、地域における人材ニーズを適切に反映した訓練コースの設定を促進するとともに、訓練効果の把握・検証を通じた訓練内容の改善等の協議を行う協議会を設置する。

3 構成員

協議会は、以下に掲げる者を構成員とする。

- ① 静岡労働局
- ② 静岡県
- ③ 職業訓練若しくは職業に関する教育訓練を実施する者又はその団体
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構静岡支部静岡職業能力開発促進センター、静岡県職業能力開発協会、公益社団法人静岡県職業教育振興会、一般社団法人日本医療教育財団静岡支部、リカレント教育を実施する大学等
- ④ 労働者団体
日本労働組合総連合会静岡県連合会
- ⑤ 事業主団体
一般社団法人静岡県経営者協会、静岡県中小企業団体中央会、一般社団法人静岡県商工会議所連合会、静岡県商工会連合会
- ⑥ 職業紹介事業者若しくは特定募集情報等提供事業者又はその団体
管内に事業所のある者

- ⑦ 学識経験者
- ⑧ その他関係機関が必要と認める者
- 4 ワーキンググループ
協議会は、協議事項の検討に必要なワーキンググループを設置することができる。
- 5 会長
 - ① 協議会に会長を置き、委員の互選により選任する。
 - ② 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
 - ③ 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
- 6 協議会の開催
協議会は、原則として年2回開催し、中央職業能力開発促進協議会に合わせて開催する。
- 7 協議事項
次に掲げる事項について協議する。
 - ① 公的職業訓練について、地域の人材ニーズ及び実施状況を踏まえた訓練コースの設定に関すること。
 - ② 公的職業訓練について、訓練効果の把握・検証等に関すること。
 - ③ キャリアコンサルティングの機会の確保その他の職業能力の開発及び向上の促進のための取組に関すること。
 - ④ 公的職業訓練の実施にあたり年度計画の策定に関すること。
 - ⑤ その他必要な事項に関すること。
- 8 事務局
協議会の事務局は、静岡労働局職業安定部訓練室に置く。
- 9 その他
 - ① 協議会資料及び議事録等については、協議会において申し合わせた場合を除き、公開とする。
 - ② 協議会の事務に従事する者又は従事した者は、職業能力開発促進法第15条第3項の規定により、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
 - ③ この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は別に定める。
- 10 附則
この要綱は、令和4年10月24日から施行する。

地域職業能力開発促進協議会実施要領

1 開催

地域職業能力開発促進協議会（以下「協議会」という。）は、年2回以上の開催とし、次年度の公的職業訓練の訓練設定時期等を考慮して開催する。

2 構成員

「地域職業能力開発促進協議会設置要綱策定要領」（以下「設置要綱策定要領」という。）1（3）に掲げる協議会の構成員（以下「構成員」という。）について、具体的には以下の者を想定していること。

(1) 公共職業能力開発施設を設置する市町村

横浜市

(2) 職業訓練若しくは職業に関する教育訓練を実施する者又はその団体（以下「訓練・教育機関」という。）

次の①から④については必ず構成員とするが、このうち②から④については団体又は団体が推薦する者とする。

また、⑤については、社会人を対象とするコースを設置している大学等であって協議会への参画を希望する者を構成員とすること。

① 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構都道府県支部（以下「雇用支援機構」という。）

② 都道府県専修学校各種学校協会

③ 都道府県職業能力開発協会

④ 一般社団法人全国産業人能力開発団体連合会

⑤ リカレント教育を実施する大学等

(3) 労働者団体

日本労働組合総連合会都道府県連合会

(4) 事業主団体

① 都道府県経営者協会

② 都道府県中小企業団体中央会

③ 都道府県商工会議所

④ 都道府県商工会連合会

⑤ 必要に応じて、①から④の他に職業訓練コースの設定に係る業界団体等の参画を求めることができる。

(5) 職業紹介事業者若しくは特定募集情報等提供事業者又はその団体（以下「職業紹介事業者等」という。）

管内に事業所のある者

(6) 学識経験者

職業能力の開発及び向上の促進に関する分野に精通している者
(7) その他関係機関が必要と認める者

協議会の開催毎に定めることとするが、特に以下の者については積極的に構成員としての参画を求めること。

① 職業訓練を受講する求職者のニーズ等を把握するための関係者

効果的な職業訓練の実施にあたって、利用する求職者のニーズ等を踏まえることも有用であることから、協議会が取り上げるテーマに沿って、その都度、当事者又は支援団体等の参画を求めること。

(例)

- ・ 求職者のうち女性、高齢者、障害者等が受講する職業訓練について協議する場合には、その当事者やNPO等の支援団体
- ・ 求職者のうち生活困窮者が受講する職業訓練について協議する場合には、地方自治体の生活困窮者自立支援制度主管部局

② 職業訓練を積極的に設定する成長分野等の専門家

地域における今後の産業展開も踏まえた訓練コースを設定するにあたり、デジタル化、DX（デジタルトランスフォーメーション）など成長分野の職業訓練について協議する場合は、当該分野の専門家や地域において先進的取組を実施している企業等の参画を求めること。

3 具体的な進め方等

設置要綱策定要領1(7)の協議事項について、具体的な内容及び進め方は以下のとおりとする。

(1) 地域の人材ニーズの把握

協議会の構成員からの説明や構成員間の意見交換等を通じて地域の人材ニーズを把握する。

各構成員に期待する内容は以下のとおりである。

- ・ 都道府県労働局からは、管内の雇用失業情勢等の説明
- ・ 都道府県からは、産業政策、企業誘致の情報等の説明
- ・ 労働者団体からは、スキルアップ等に関する求職者・労働者の声の紹介
- ・ 事業主団体からは、人材ニーズ、スキルニーズ等に関する企業の声の紹介
- ・ 職業紹介事業者等からは、ハローワークを利用しない求職者や求人者の動向等について説明

(2) 公的職業訓練の実施状況の検証

地域職業訓練実施計画に基づき、適切に公的職業訓練が行われているか検証する。

離職者向け公的職業訓練については別途通知する様式を用いて取りまとめの上、都道府県、市町村及び雇用支援機構から所管部分について、前年度の地域職業訓練実施計画と比較しながら説明を行う。

また、当該年度の離職者向け公的職業訓練の進捗状況についても取りまとめの上、都道府県、市町村及び雇用支援機構から、当該年度の地域職業訓練実施計画と比較しながら説明を行う。

公的職業訓練のうち在職者訓練、学卒者訓練及び障害者訓練については、地域職業訓練実施計画との比較が可能な任意の様式で取りまとめ、資料配付することとし、説明は省略して差し支えない。

(3) 訓練効果の把握・検証

地域の人材育成を効果的に実施するため、訓練コースの内容がニーズに即したものとなっているか、訓練効果等が上がっているか等の検証や、当該検証結果を踏まえた見直しを行うこととするが、具体的な検証等は、設置要綱策定要領1(4)のワーキンググループを設置して行わせることができる。その場合、ワーキンググループの名称は「公的職業訓練効果検証ワーキンググループ」とし、具体的な進め方等は、別添3「公的職業訓練効果検証ワーキンググループ実施要領」とおりとする。

(4) キャリアコンサルティングの機会の確保その他の職業能力の開発及び向上の促進の取組の共有

① 構成員のうちキャリアコンサルティングを実施する機関から取組状況を説明し、構成員による意見交換を行う。

- ・ 都道府県労働局から、ハローワークにおけるキャリアコンサルティング事例等の説明
- ・ 都道府県、市町村、訓練・教育機関等から、職業訓練等に関わるキャリアコンサルティングの実施状況、事例等の説明

② 都道府県内でリカレント教育を実施している大学等からその取組内容を説明し、関係者で意見交換を行う。

(5) 次年度の地域職業訓練実施計画の策定

地域の人材ニーズに即した効果的な人材育成を行っていくために、公的職業訓練全体としての総合的な計画として、地域職業訓練実施計画を策定する。地域職業訓練実施計画の策定については別途通知する。

(6) 協議会が独自に定めるテーマ

各協議会において、職業訓練関係で課題となっているテーマを必要に応じて取り上げ、意見交換を行う。

4 協議内容の公表及び国への報告

協議会資料は、原則公表する。協議会の議事録又は議事概要とともに、各都道府県労働局のHPに掲載すること。

また、協議会資料、議事録等については、協議会開催後速やかに厚生労働省に報告すること。

5 構成員の守秘義務

協議会及びワーキンググループにおいて、構成員が、個別の訓練コースに係る効果分析等の調査や情報共有・意見交換の機会に訓練修了者等の個人情報や企業秘密等の情報を取得することが想定される。

こうした非公知の事実であって、実質的にもそれを秘密として保護するに値するものについては、構成員に守秘義務が課される。

(具体例)

- ・ 採用企業における経営上の秘密に属しうる事項も含む経営戦略等の内容
- ・ 訓練修了者や訓練修了者を採用した企業等からのヒアリング内容のうち個人情報等にあたる内容

6 その他

他の会議等について、協議会と構成員が概ね同じ場合、関連する議題を取り扱う場合等であって、協議会と同一期日に開催することが効率的と考えられるときは、弾力的に運用することができる。

公的職業訓練効果検証ワーキンググループ実施要領

1 目的

公的職業訓練効果検証ワーキンググループ（以下「WG」という。）は、適切かつ効果的な職業訓練を実施していくため、個別の訓練コースについて、訓練修了者や採用企業からのヒアリングも含め、訓練効果を把握・検証し、訓練カリキュラム等の改善を図ることとする。

2 WGの構成員

「地域職業能力開発促進協議会設置要綱策定要領」の1（3）の構成員のうち、都道府県労働局、都道府県及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構とし、必要に応じて、地域職業能力開発促進協議会（以下「協議会」という。）構成員の中から任意の者を追加する。

なお、協議会の構成員として委任した者と同じのものとする必要はなく、構成員の機関・団体の職員等で差し支えないが、協議会の事務に従事する者として、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 検証手法

検証手法は、公的職業訓練の訓練修了者、訓練修了者の採用企業及び訓練実施機関に対するヒアリングにより行うものとする。

なお、各種データの統計処理による分析については、訓練カリキュラムの改善に資する場合に限り各協議会で実施することも可能であるが、都道府県労働局職員以外の者が直接関わって分析を実施する場合は、①分析するデータの種類・範囲、②分析手法、③分析の実施者等を明らした上で、事前に、本省に協議すること。

4 WGの具体的な進め方

（1）検証対象コースの選定

ア 予め協議会にて検証対象となる訓練分野を選定しておき、WGでは当該訓練分野の中で訓練修了者が比較的多い訓練コースを3コース（ただし、異なる訓練実施機関が実施するものとする。）以上選定する。

イ 検証対象は、アで選定したコースの訓練実施機関と、各訓練コースにつき訓練修了者1人以上、当該訓練修了者を採用した採用企業1社以上とする。具体的には、3コースを選定すると、訓練実施機関3者、訓練修了者3人以上及び採用企業3社以上が対象となる。

なお、ヒアリングの対象とする訓練修了者の選定にあたっては、同一の性別又は年齢層に偏らないよう配慮すること。

その他、就職氷河期世代、就職困難者、ひとり親等といった様々な事情を抱える方々について検証することも有意義であることから、訓練修了者のうちの一人は、例えば離職期間が長い、離転職を繰り返している等の履歴のある者をできる限り選定することが望ましい。

(2) ヒアリングの内容等

ア ヒアリングは直接又はweb会議のいずれでも差し支えない。

イ ヒアリング内容は以下の項目を必須とし、協議会独自に質問項目を追加しても差し支えない。

① 訓練実施機関へのヒアリング

- ・ 訓練実施にあたって工夫している点
- ・ 訓練実施機関が行っているキャリアコンサルティングの状況
- ・ 訓練実施にあたっての国への要望、改善して欲しい点

② 訓練修了者へのヒアリング

※訓練機関の接遇など、受講中の満足度ではないことに留意。

- ・ 訓練内容のうち、就職後に役に立ったもの
- ・ 訓練内容のうち、就職後にあまり活用されなかったもの
- ・ 就職後に感じた、訓練で学んでおくべきであったスキル、技能等

③ 訓練修了者を採用した企業へのヒアリング

- ・ 訓練により得られたスキル、技能等のうち、採用後に役に立っているもの
- ・ 訓練において、より一層習得しておくことが望ましいスキル、技能等
- ・ 訓練修了者の採用について、未受講者（未経験者）の採用の場合と比較して期待していること（同程度の経験等を有する者同士を比較。採用事例がない場合は想定）

(3) ヒアリングを踏まえた効果検証等

(2)のヒアリングを踏まえ、調査した訓練コースを含む分野全体において、訓練効果が期待できる内容及び訓練効果を上げるために改善すべき内容について整理する。

(4) 効果検証結果を踏まえた検討

(3)の効果検証結果を踏まえ、訓練カリキュラム等の改善促進策（案）等を検討し、協議会への報告事項を整理する。

【訓練カリキュラムの改善促進策（例）】

○ 委託訓練について、

- ・ 説明会資料又は委託要綱等の内容に追加

- ・ 公募条件又は入札の加点要素として付加
 - 汎用性の高い訓練（就職支援）内容について、
 - ・ 求職者支援訓練において、訓練実施期間中に独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が行う実施状況の確認の際に周知
 - ・ 申請・認定事務の際に周知
 - ・ 求職者支援訓練の実施機関開拓の際に周知
- (5) 協議会への報告
- WGの効果検証結果及び訓練カリキュラムの改善促進策（案）等については協議会に報告する。

令和4年度 静岡県地域職業能力開発促進協議会 委員名簿

機関名	役 職	氏 名
常葉大学	経営学部 特任教授	はた たかし 畑 隆
一般社団法人 静岡県経営者協会	事務局長	まつなが のりゆき 松永 憲之
静岡県中小企業団体中央会	人材支援課付参事	うめはら とみゆき 梅原 富之
一般社団法人 静岡県商工会議所連合会	専務理事・事務局長	なかむら やすまさ 中村 泰昌
静岡県商工会連合会	専務理事	くぼた けんいち 窪田 賢一
日本労働組合総連合会静岡県連合会	事務局長	かくやま まさのり 角山 雅典
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 静岡支部静岡職業能力開発促進センター	所 長	すみた なおや 炭田 直哉
静岡県職業能力開発協会	専務理事兼事務局長	もちづき はじめ 望月 肇
公益社団法人静岡県職業教育振興会	事務局長	やまもと あきひろ 山本 晃弘
一般財団法人 日本医療教育財団 静岡支部	支部長	かわむら かおる 河村 薫
株式会社東海道シグマ	取締役	あおの ともはる 青野 智治
静岡産業大学	経営学部 教授	みやた ひろかず 宮田 弘一
聖隷クリストファー大学	教授・就職部長	ふくだ としこ 福田 俊子
静岡県経済産業部	参 事	まえしま やすとし 前嶋 康寿
静岡労働局	労働局長	いしまる てつはる 石丸 哲治

(参考)

静岡県で初の e ラーニングコースを実施します！

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構静岡支部は、お住まいの地域に訓練を受講できるコースがない方や育児や就業等の事情により決まった日時に訓練を受講することが難しい方の職業訓練の受講が可能となるよう、受講者の方の希望に応じた日時に自宅から受講が可能な「e ラーニングコース」を3コース実施します。(受講料無料)

全国では令和5年1月現在で東京、大阪など13都道府県で認定されておりますが、静岡県内では初めての認定・実施となります。

【訓練の概要】

○訓練科名 Webデザイナー養成科 (e ラーニング)

○受講対象者 ハローワークに求職申込をしている方
(訓練対象者の条件)

①育児・介護中の方、②住居地域に訓練実施機関がない方、③在職中の方等、
訓練の受講に当たり特に配慮を必要とする方のいずれかであり、
パソコンによるインターネット通信環境 (Web カメラ、マイク必須) を備え、
キーボード操作、ファイル操作ができる方

○訓練期間

①令和5年4月24日 (月) ~令和5年6月23日 (金) (2か月) 募集締切日: 3月30日 (木)

②令和5年5月26日 (金) ~令和5年7月25日 (火) (2か月) 募集締切日: 4月28日 (金)

③令和5年6月23日 (金) ~令和5年8月22日 (火) (2か月) 募集締切日: 5月31日 (水)

○受講料 無料

○申込先 住所を管轄するハローワーク

【特徴】

○お住まいの場所を問わず自宅からの受講が可能です。
○ご都合の良い時間にログインしての受講が可能です。

【問い合わせ先】

(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構静岡支部
求職者支援課長 隆 直人
電話 054-285-7152

4月24日開講

求職者支援訓練 <受講生募集案内>

広報/事務で活躍できる！Webデザイナー養成科（eラーニング）

訓練実施機関	株式会社ワークキャリア	訓練実施施設	ジョブトレ静岡校
訓練番号	5-05-22-002-11-0019	コース	実践コース
募集期間	令和5年2月28日～令和5年3月30日	事前説明	随時実施。電話番号：050-8886-0493 もしくは公式LINE(裏面)へお問い合わせください。
選考日	令和5年4月5日 9時00分～18時00分	選考方法及び 先行予約先	方法：オンライン面接
選考結果通知日	令和5年4月13日 郵送またはメール		予約先：電話番号：050-8886-0493 もしくは公式LINE(裏面)からご予約ください。
訓練実施方法	eラーニング及びオンライン (通所による訓練なし)		面接の際には、裏面に記載している パソコンのスペックを 答えられるようにしておいてください。

科目		科目の内容	訓練時間
学科	安全衛生	心身の健康管理、整理整頓の原則、安全衛生の事例	4時間
	Webツール基礎	事務業務/広報の基本、事務におけるWebデザインスキルの活用、インターネット検索 Google Chromeの基本的な機能、Googleドキュメントの基本的な機能 Googleスプレッドシートの基本的な機能、Googleスライドの基本的な機能、オフィスソフトの使い方	4時間
	工程管理・目標管理	タスク管理の基礎、工数計算の基礎、PDCAサイクルの基礎、業務効率化ツールの基本	4時間
	ディレクション	サイト制作における役割分担、ディレクターの仕事、サイト制作における工数計算、見積りの作り方	4時間
	就職支援	自分に合ったキャリアの考え方、Webデザインスキルの活用、面接対策指導、履歴書・職務経歴書の書き方	5時間
訓練内容 実技	ノーコードによるサイト制作実習	ノーコードでのサイト制作、WordPressの基本操作と活用、テーマ選定の基本 ブログ/ホームページの開設実践、プラグインの導入による機能の拡張 ペライチ/Wix/STUDIOによるサイト制作	23時間
	Web素材制作実習	Adobe Illustrator/Adobe Photoshop/Canvaの基本操作と活用 画像編集の基礎と実践、バナー作成実践、デザインの基礎	18時間
	サイトデザイン基礎実習	Figmaの基本操作と活用、LPデザインの基礎 ページの基本構造の基礎、LP模写実践	15時間
	サイトデザイン応用実習	サイトデザインの基礎、ディレクトリマップの作成、サイトデザインの事例 サイトの種類に合わせたデザイン実践（コーポレートサイト/ECサイト/採用サイト）	14時間
	コーディング基礎実習	HTML/CSSの基本的な考え方、コーディング基礎演習、HTML/CSSを活用したサイト制作実践 (ヘッダー、メインコンテンツ、サイドバー、フッター、TOPページ、バグチェック) FTPツールの導入、コードの保守と運用の考え方	25時間
	コーディング応用実習	Sass/jQueryおよびレスポンシブデザインの基本的な考え方 コーディング基礎演習、Sass/jQueryを活用したサイト制作実践	21時間
	Webサイト運用実習	サイトの更新作業、サイトのSEO対策、Googleアナリティクス、サイトの文章の書き方の基本	15時間
	定期考査	中間考査、修了考査	2時間
その他	職業人講話 「Webデザイナーの仕事」「サイト制作者の仕事」「コーダーの仕事」 (株)ワークキャリア各2時間	6時間	

PRポイント

本コースの特徴

Webデザイナー	
グラフィックデザイン	Webサイトデザイン
ノーコードサイト制作	プログラミングHTML/CSS
ディレクション(進行管理)	Webサイト運用

本コースでは、Webデザイナーの仕事「グラフィックデザイン」「Webサイトデザイン」「ノーコードサイト制作」「プログラミング(HTML/CSSを用いたサイト制作)」「ディレクション」「Webサイト運用」の6ジャンルに分け、それぞれについて座学と実践を交えて学習を進めます。

本コースには現役で活躍するプロが作成した動画教材/経験豊富な講師との毎週の対面指導(オンライン)/コミュニケーションツールを用いた日々の疑問解消の機会/の用意がございます。

業界知識がなく未経験の方でも安心して受講頂ける環境がありますので、コース修了後すぐにご活躍頂くためのスキルと素地を、楽しみながら身につけて頂けます。



ワークキャリアならではの講師陣と職業人講話

ワークキャリアには現役のプロとして業界で活躍中のデザイナー、コーダー、マーケター、ディレクター等、多種多様な講師陣が在籍しています。本コースでは今回、身につけたスキルをどのように活かし職業に結び付けていくか等を知る良い機会である職業人講話の時間を多く設けました。すでに第一線で活躍する先輩たちの講話に触れながら、みなさんもご自身の理想とするキャリアを思い描いてみましょう。

就職支援について

専門家による集団授業(オンライン)やキャリアコンサルタントによる個人面談(オンライン)の他、希望者には履歴書の添削や面接指導なども個別に行っております。また、ジョブ・カード(職業能力証明シート)の作成支援も実施しております。



ワークキャリア
公式LINE

訓練対象者の条件	①育児・介護中の者、②住居地域に訓練実施機関がない方、③在職中の方等、訓練の受講に当たり特に配慮を必要とする方」のいずれかであり、パソコンによるインターネット通信環境(Webカメラ、マイク必須)を備え、キーボード操作・ファイル操作ができる方		
訓練目標	Webコンテンツ提供事業所においてWebのデザイン・サイト制作の基本作業を行うことができる。Webデザインのスキルを広報/事務職に活かすことができる。		
訓練修了後に取得できる資格	ウェブデザイン技能検定 3級 【受験料 学科：6,000円 / 実技：8,000円】 (特定非営利活動法人インターネットスキル認定普及協会) ※任意受験です(受験料別途自己負担)		
訓練期間	令和5年4月24日～令和5年6月23日(2カ月)	定員	30名 ※受講申込者が定員の半数に満たない場合は訓練を中止することがあります。
受講期間	160時間(総訓練時間)		

自己負担額	受講料 無料 / テキスト代 なし / パソコン・モバイルルーター等の貸与 なし / 通信費 実費		
訓練実施施設名	ジョブトレ静岡校	担当者名	今村 瞳
訓練実施施設の住所	〒437-1421 静岡県掛川市大坂7824	電話番号	050-8886-0493
		申込書の提出方法	ハローワークで申し込み後、ジョブトレ静岡校宛に申込書をご郵送ください。

オンラインによる面接、個人指導、キャリアコンサルティングに係る留意事項

【必須】必要機材	パソコン (Webカメラ、マイク)	使用ソフト	Zoom
必要スペック	CPUがデュアルコア2Ghz以上(Core i3やRyzen 3等) メモリが8GB以上あること Windows 10以上、MacOS 10.15以上		
インターネット接続環境	オンラインによるビデオ通話を支障なく行える速度が必要です(目安としては、上りと下りの双方で実測値が1.5Mbps以上)。通信障害が多く発生する際、受講者が新しい機器を整備できなければ受講継続ができなくなる場合があります。		

eラーニングコースに係る留意事項

訓練カリキュラムについて、1週間程度の期間を要する分量で内容に関連性が認められるものを「ユニット」として設定し、各「ユニット」の受講修了ごとに確認テストを実施します。1週間に1度、オンラインによる対面指導を行います。

職業訓練受講給付金について

【雇用保険受給資格者以外の方】

ハローワークの支援指示を受けて受講する方で、一定の要件を満たす場合は、職業訓練給付金が支給されます。

・職業訓練受講手当...月額10万円

【雇用保険受給資格者の方】

訓練受講開始日において、雇用保険の受給資格のある方又は受給中の方で、ハローワークの受講指示を受けて受講される方は、訓練期間中、雇用保険の失業給付(基本手当、受講手当及び通所手当)が支給されます。

※詳しくは住所管轄のハローワークまでお問い合わせ下さい。